

と懐ふ。財を惜みて布施さず、蔵し積みて人の知らむことを恐れば、身を捨てて手を空しくして、餓鬼の中に去りて、飢寒寒ゆる心を受けむ。夫れ錢財は、五の家共に有つ。何を五の家とす。一は県官なり。理にあらずして米回る。二は盜賊なり。なほし来りて劫め奪ふ。三は忽に水に瀾ひ流さる。四は忽然に火起らば焚焼かるることを免れず。五は悪しき子なり。理無くして費し用ると。故に菩薩は布施することを歡喜ふるなり。

怨しき病忽に身に嬰り之れに因りて戒を受け善を行ひて現に病愈ゆること得る縁 第三十四

巨勢部此女は、紀伊国名草郡埴生里の女なり。天平宝字五年辛丑に、怨しき病身に嬰り、頸に癭肉生り、疽れたること大なる瓜の如し。痛く苦しきこと切るが如し。年を歴て愈えず。自づから謂はく「宿業の招ぶ所なり。ただし現報のみにあらず。罪を滅し病を差さむには、善を行はむに如かず」とおもひて、髪を剃り戒を受けて、袈裟を着て、其の里に大谷堂に住みて、心経を誦持して行道くことを宗とす。十五年を遡て、行者忠仙、来りて共に堂に住む。

忠仙、此の病の相を見て憫ひて、病を看て呪護し、誓願を發して言さく「是の病を愈さむが為に、薬師経と金剛般若経とをおのおの三十巻と、觀世音経一萬巻と、觀音三昧経一百巻とを読み奉らむ」とまらす。十四年を歴て、薬師経二千五百巻と、金剛般若経一千巻と、觀世音経二百巻とを読み奉る。ただし千手陀羅尼を問無く誦むなり。いまだ巻の數に満たず。病を受けたる歳より以來、二十八年を遡て、延暦六年丁卯の冬十一月の二十七日の辰時に至りて、癭の癭自然づから口開き、膿血流出で、平復願の如し。故に定めて知る、大乘の神呪の奇異しき力と病人の行者の功を積める徳となり、といふことを。「無縁の大悲を至りて感る者は、異しき形を播てむ。無相の妙智を深く信ふ者は、明なる色を呈さむ」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

官の勢を仮りて理にあらずして政を為ひて悪しき報を得る縁 第三十五

白壁天皇の世に、筑紫肥前国松浦郡の人、火君の氏のひと、忽然に死にて玻璃国に至る。時に王校ふれば死ぬる期に合はず。故に更に敢へて返す。還

鈔、六所引の觀音三昧経の文を千手陀羅尼経の文である、として両経を同一のものであるかのごとくみなす説(次註所引の觀音の説)は、觀世音三昧経の本文が全文あきらかにされた(京都国立博物館蔵本、七寺蔵本などによる)現在では誤り。「龍皇流行語毒腫、癭瘡膿血瘡巨堪、至心敬誦大集呪、三摩書讀觀世音口消(千手千眼觀世音菩薩大田薄無礙大悲心陀羅尼経)」。六上文に「十五年」「十四年」とあつた。それを合せて二十八年とするのは誤りとはいへないが、天平宝字五年(庚)から延暦六年(壬)までを遡之二十八年とするのは誤り。五七八七年。この年の九月四日、景戒は夢を見ている(下巻三十八縁)。この夢が大きな機縁となつて原撰日本書紀は編纂されたと推測される。本説話にみえる「延暦六年丁卯冬十一月二十七日」は、その原撰本の編纂に着手したばかりの頃である。三午前七時から九時のところ。二處は肉腫。三「癭」も「瘰癧」も腫瘍。三上文のどの経の効能によつての治病なのか、あきらかでない。三仏の慈悲、三仏の智慧。

第二十五縁 標題に悪報とあるが「現」とはな。六佐賀県東松浦郡、西松浦郡、唐津市、長崎県南松浦郡、北松浦郡あたり。七薩摩国風土記には筑紫国火君尊祖の、(釈日本紀、五所引筑後国風土記には筑紫、肥前等)の、かかわつた蘇生説話がみえる。いづれも火君(肥前)自身は蘇生しない。發助者、傍觀者の役割をはたしている。本説話における火君之氏の役割もそれに類似する。六談摩王の治める国。冥界の名。三人は生きる期間が決定されている、という考えにもとづいた蘇生理由。

中国説話の世界(たとえば幽明録)に多くみえる「算米尽」という蘇生理由に近い。

一冥界に大海が述べられるのは他に例をみない。二冥界の釜の中で吉を受けている者が蘇生する者に伝言する例に、法苑珠林海魚篇、感心緣所引冥報記、劉慶兒、華嚴經后記五、康阿祿山などがある。三上巻二十三縁、中巻七縁、三三三。四冥界の釜の中で沸き返つて浮沈をくりかえし、言いかけては沈み言いかけては沈む例に、諸経要集、地獄部、業因緣所引旧雜譬喻経がある。五靜阿摩羅原郡。六未詳。本説話以外に所伝をみない。七着いて精米された米を京に送る輸送係の長。八上文にはこの冥界の名は玻璃国とされていた。上巻三十三縁では度南國へ行き黄泉より帰つた、下巻三十七縁では「閻羅王國」へ行き「黄泉より帰つた」とされている。九冥界での見聞が文書にされている。一上巻三十三縁。一〇太政官の朝官。左大弁と右大弁。二八一四年に歿、七十四歳公卿補任。続日本紀を編纂。修史の任務と、本説話にみえるような古い文書の整理とは関係があらう。一四四位上とあるが、真道は延暦十六年(壬)二月十三日に、從四位下から正四位下へ進んでおり、從四位上であることはなかつた。下文にみえる延暦十五年三月には從四位下。また、「任其官上」とみえるが、真道が左大弁となつたのは延暦十六年三月十一日。本説話のころは、左兵衛督であり造管亮を兼ねていた(公卿補任)。二桓武天皇。三施院のことであらう。施院は近江国観音寺の傳。光信の弟子。少輔都に任せられたのは延暦十六年一月十四日。本説話のころは、律師。

る時に大海の中を見れば釜の如き地獄有り。其の中に黒き椀の如き物有りて、
 涌き返り沈み、浮き出でて火君に告げて言はく「待てや、物白さむや」といふ。
 すなはちまた涌き返り沈み、一復浮きて言はく「待て、物白さむ」といふ。
 是くの如くすること三遍なり。四之遍にして言はく「我れは是れ遠江国榛
 原郡の人、物部古丸なり。我れ世に存りし時に、白米の綱丁として、數の年
 を経、百姓の物を理にあらずして打ち徴る。其の罪の報に由りて、今此の苦を
 受く。願はくは我が為に法花經を写し奉りて我が罪を脱れしめよ」といふ。火
 君見聞きて、黄泉より甕還來りて、具に解して大宰府に送る。府解状を得て、
 転へて朝廷に解す。朝廷信はず。故に大弁官、彼の黄泉の事の状を取りて、繼
 ぎ累ねて二十年を経たり。從四位上野朝臣貞道、其の官の上に任せられ、彼
 の状を見て山部天皇に奏す。天皇聞きたまひて、施岐僧頭を請へて、詔して
 言はく「世間の衆生、地獄に至りて苦を受くること、二十余年を経免るや
 いなや」とのたまふ。僧頭答へて曰さく「苦を受くる始なり。何を以ちてか爾
 れを知る。人間の百年を以ちて地獄の一日一夜とす。故にいまだ免れず」とま
 りす。天皇聞きたまひ、彈指したまひて、勅して遠江国に使を遣りて、古丸
 の行ひし事を訪ねしめたまふ。方に問ふことを得たり。解状の如くして、異な

らずして実有り。天皇信ひ悲び、延暦十五年三月の朔七日に、始めて經師
 四人を召して、古曆が為に法花經一部を写し奉る。經の六万九千三百八十四
 の文字に充てて、知識を勸率る。皇太子と大臣と百官を率りて、みなことご
 とく其の知識に加入る。天皇善珠大徳を勸請へて講師とし、施岐僧頭を請へて
 読師とし、平城宮の野寺にして、大なる法会を備け、為に件の經を講讀しめ、
 福を贈りて彼の靈の苦を救ふ。嗚呼、鄙なるかな、古丸狐の虎の皮を借る
 勢を用て、理にあらずして政を為ひ、悪しき報を受くることは、因果を曉ざ
 る賤しき心の太甚しきなり。因果無きにあらず。

塔の階を減し寺の幢を仆して悪しき報を得る縁 第三十六

正一位藤原朝臣水手は、諸葉宮に宇御めたまひし白壁天皇の御時の太政
 大臣なり。延暦元年の頃、大臣の子從四位上家依、父の為に悪しき夢を見て、
 父に白して言さく「知らぬ兵士三十余人、來りて父尊を召す。此の悪しき表相
 あり。故に謝除すべし」とまうす。白し驚かすといへども父心へず。然りし

四 この世界と冥界とは時のすすむ速度が異
 なる、とする伝承は摩訶薩婆經・七、正法念處
 經八など諸書にみえるが、本説話が何に拠つ
 たかは未詳。三 指をはしめて首をたてること。
 延暦元年。三月朔七日を重視するならば、
 真道が左大弁でありしかも施岐が少僧都であつ
 たのは延暦十六年。二七、十卷十八縁。
 二六 仲算の妙法蓮華經釈文・上に「大隋京師
 道場沙門曇提字釈云、六万九千三百八十四字、
 單字二千五百七十字」とし、「曇提六万九千三百
 八十四言者、除普門品重頌五百三十二字、定
 也」としている。妙法蓮華經の字數に關しては、
 この仲算の書の他に、東山往來拾遺、宗淵の妙
 法蓮華經考異が詳しい。二六 知識（上卷三十
 五縁）を六万九千三百八十四人のつた。
 二五 秋條寺の僧。七次年表によれば、天竺二
 年（天竺）一月に僧正、延暦十六年（天竺）四月二十
 一日歿、七十五歳。日本後紀は延暦十六年二月
 一日僧正、下卷三十九縁に説話があるが、延暦十
 七年の歿とされている。三 法会に中心的役割
 をはたす僧が講師、補助的役割をはたす僧が統
 師、であろう。三 所在未詳。この時の法会に
 關しては他に所伝をみない。三 どのような故
 事を憑頭においての記述であるか不明。

第三十六縁 藤原水手の冥界での受苦を示し、
 因果の理によつて説明する。
 四 父は藤原房前、母は牟婁女王。左大臣。七
 七〇年に正一位。七二二年に五十八歳で歿。
 三 歿後に追贈された。天七二二年。すでに
 水手の歿後にあつた。水手の歿年、および家依
 の從四位上は、「延暦元年」とある本文には合
 致しない。「宝龜元年」とあるほうがよい（松浦
 貞俊）。白壁天皇（光仁天皇）の時代、とあるの

を重視すれば、やはり「延暦元年」は不測。景戒
 の依拠した資料がおそらくは三年とだけ記さ
 れたものであつたのであろう。宝龜元年は七七
 〇年。三 水手の第二子、母は島養女。「從四
 位上であつたのは七七〇年十月より七七五年
 一月まで。延暦元年（天竺）のころは從三位。

一 宝龜二年（天竺）二月二十二日（統紀）。
 二 治病のために禪師と摩訶薩婆に呪讀させる例
 に、上卷三十一縁がある。三 太政大臣の病氣
 が衆僧の中の一人の懇情によつて治療する例に、
 古本説話集・下・五十二縁がある。四 後代の積門、
 孝伝に、類似した行法を妙珍がおこなつたこと
 がみえるが、きわめて珍しい例である。
 五 未詳。天平神護二年（天竺）十月二十日、六月
 に興寺の毗沙門天像より出現した舍利を法花寺
 に迎えたのだが、官人二百人が嘔吐、蓋（蓋）
 を掛け持つて行列した（統紀）。しかし、この舎
 利出現は基真によつてなされた詐偽であつた
 （統紀・神護景雲二年十二月四日条）。このこと
 が發覺したのちに水手がこのような行為に出た
 か、とする松浦貞俊の説がある。したがらべき
 であらう。「幢は舍利を莊嚴するためのもので
 あつたか。
 六 この計画変更は発掘調査によつても確認され
 たが、水手がその発案者であつたかどうかは不
 明（太田博太郎）。日本高僧伝要文抄・三所引延
 暦傳録・中記伝に「景雲年中、西大寺造八角塔
 様」とあり、神護景雲元年（天竺）にはまだ八角
 として計画。統紀・宝龜元年二月二十三日条に
 「破却西大寺塔塔心礎」とあり、飯盛山の石を
 東塔の礎石として据えたが坂廻の徒が石のた
 りを言いふらしたので礎石を碎いて破却した。
 とみえる。四角形基礎のための版築土層での埋